

第 9 章 監視計画

第9章 監視計画

9-1 事後調査を行うこととした理由

事後調査は、予測の不確実性の程度が大きい場合や効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講じる場合などについて、本事業に係る工事の実施中及び供用開始後の環境の状況を把握し、環境への著しい影響が確認された場合またはそのおそれがある場合には、必要な措置を講ずることで環境影響を回避し、または低減することを目的として実施する。

なお、事後調査は、千葉県環境影響評価条例第39条（事後調査等の実施）に基づく調査であり、事後調査とは別に事業者が自主的に行う監視としてモニタリング調査を実施する計画である。

9-2 事後調査の項目及び方法

9-2-1 施工時

施工時における事後調査の項目及び方法等は、表 9-2-1に示すとおりである。

表 9-2-1 施工時における事後調査の項目及び方法等

事後調査の項目			事後調査の手法等		
環境要素	活動要素	対象項目	調査地点等	調査の手法	調査期間
大気質	建設機械の稼働	粉じん (降下ばいじん)	敷地境界付近の1地点	重量法（ダストジャーによる採取）による現地調査	施工期間において影響が最大となる工種の実施期間内の1ヵ月
水質	工事の実施	濁度及び水素イオン濃度	沈砂池出口	濁度計及び水素イオン濃度計による調査 ^{注)}	施工期間中において影響が最大となる工種の実施期間内の1日間 (濁水等排水時)
騒音及び超低周波音	建設機械の稼働	騒音レベル (L_{A5})	敷地境界において騒音レベルが最大となる1地点	「環境騒音の表示・測定方法 (JIS Z 8731)」に準拠した現地調査	施工期間において影響が最大となる時期の1日間 (工事実施時間帯)
	工事用車両の走行	騒音レベル (L_{Aeq})	現況調査を行った3地点	「環境騒音の表示・測定方法 (JIS Z 8731)」に準拠した現地調査	工事用車両の走行台数が最大となる時期の1日間 (工事用車両走行時間帯)
振動	建設機械の稼働	振動レベル (L_{10})	敷地境界において振動レベルが最大となる1地点	「振動レベル測定方法 (JIS Z 8735)」に準拠した現地調査	施工期間において影響が最大となる時期の1日間 (工事実施時間帯)
	工事用車両の走行	振動レベル (L_{10})	現況調査を行った3地点	「振動レベル測定方法 (JIS Z 8735)」に準拠した現地調査	工事用車両の走行台数が最大となる時期の1日間 (工事用車両走行時間帯)
生態系	工事の実施	チョウゲンボウの代替巣利用状況及び繁殖状況	代替巣及びその周辺	チョウゲンボウの代替巣の利用の有無及び繁殖の成否の現地における目視確認	工事開始から現施設の解体完了までの間の3～6月で1回/月

注) 工事の実施前に濁度と浮遊物質量との相関を実験により把握のうえ調査する。

9-2-2 供用時

供用時における事後調査の項目及び方法等は、表 9-2-2に示すとおりである。

表 9-2-2 供用時における事後調査の項目及び方法等

事後調査の項目			事後調査の手法等		
環境要素	活動要素	対象項目	調査地点等	調査の手法	調査期間
大気質	ばい煙の発生	二酸化硫黄 窒素酸化物 浮遊粒子状物質 塩化水素 水銀 ダイオキシン類	二酸化硫黄等の最大着地点付近	各マニュアル等に準拠した現地調査	事業活動が定常となった時期から1年間 (4季、各7日間)
騒音及び超低周波音	騒音の発生	騒音レベル (L _{A5})	敷地境界において騒音レベルが最大となる1地点	「環境騒音の表示・測定方法 (JIS Z 8731)」に準拠した現地調査	事業活動が定常となった時期の1日間
	超低周波音の発生	超低周波音 (G特性音圧レベル (L _{G5} 等))	予測地点の1地点	「低周波音の測定方法に関するマニュアル」(平成12年10月、環境庁)等	事業活動が定常となった時期の1日間
振動	振動の発生	振動レベル (L ₁₀)	敷地境界において振動レベルが最大となる1地点	「振動レベル測定方法 (JIS Z 8735)」に準拠した現地調査	事業活動が定常となった時期の1日間
悪臭	悪臭の発生	特定悪臭物質 臭気指数(臭気濃度)	風上・風下側敷地境界計2地点	「特定悪臭物質の測定の方法」(昭和47年5月 環境庁告示第9号)、三点比較式臭袋法に準拠した現地調査	事業活動が定常となった時期の夏季に1回及び休炉時に1回
生態系	施設の有無等	チョウゲンボウの代替巣利用状況及び繁殖状況	代替巣及びその周辺	チョウゲンボウの代替巣の利用の有無及び繁殖の成否の現地における目視確認	現施設の解体完了から3年間 (3～6月で1回/月)

9-3 モニタリング調査の項目及び方法

9-3-1 供用時

供用時におけるモニタリング調査の項目及び方法等は、表 9-3-1に示すとおりである。

表 9-3-1 供用時におけるモニタリングの項目及び方法等

事後調査の項目			モニタリングの手法等		
環境要素	活動要素	対象項目	調査地点等	調査の手法	調査期間
大気質	施設の稼働	硫黄酸化物 窒素酸化物 一酸化炭素 ばいじん 塩化水素	煙突	自動測定によるモニタリング	施設供用後に連続監視
		排出ガス量 排出ガス温度	煙突	自動測定によるモニタリング	施設供用後に連続監視
		硫黄酸化物 窒素酸化物 ばいじん 塩化水素 水銀	煙突	大気汚染防止法に基づく測定	施設供用後に2月を超えない作業期間ごとに1回以上
		ダイオキシン類	煙突	ダイオキシン類対策特別措置法に基づく調査	施設供用後に毎年1回以上

9-4 環境影響の程度が大きいことが明らかとなった場合の方針

事後調査の結果、環境への著しい影響が確認された場合またはそのおそれがある場合には、関係機関と連絡をとり、必要な措置を講ずるものとする。

9-5 事後調査の結果の公表の方法

事後調査の結果については、事後調査の進捗状況に応じて、本市のホームページにおいて公表する。

9-6 事後調査の実施主体等

事後調査については、本市が実施する。なお、施設の運営に関連する供用後の煙突排出ガスのモニタリングなどについては、運営業務を受託した民間業者により行うものとし、発注の際の仕様において求めるものとする。